

建交労メイショクアソシエイツ南須原分会長懲戒解雇事件

横浜地裁勝利判決についての声明

2023年3月24日、横浜地裁第7民事部、林啓治郎裁判官は同部で2年間にわたり係争中であった建交労メイショクアソシエイツ分会南須原分会長の懲戒解雇事件について要旨、以下の判決を言い渡した。①南須原分会長の労働契約上の地位を確認する。②解雇通知以降の未払い賃金の支払いを命じ③また、今後の賃金の支払いについては毎月25日限り通常の賃金の支払うことを命じました。更に、本判決では前記第2項、第3項については「仮執行宣言」を付すという画期的な全面勝利でした。

そもそも本件は労働組合結成以来、職場での未払い残業代の支払いを求める「労働審判」での闘いをはじめ仲間の要求の前進の為に献身的に闘ってきた南須原分会長の正当な組合活動を嫌悪し職場から排除する為に行った不当な解雇であることが本質でした。会社は組合活動の広報の為に長年にわたる勤務の機会に知るに至った職場の労働者に「組合活動報告会のお知らせ」を郵送したところ個人の住所等の個人情報を不正な手段で入手したと一方的に決め付けながら事実の証明も無く本人の弁明の機会さえもに設けず「論旨解雇」を断るといきなり「懲戒解雇処分」を言い渡すという暴挙を行ったものです。これらに対して判決は「これらの事情に鑑みると、～原告を解雇しなければ企業秩序を維持し得ないほどの非違行為にあたるとは言えないから、被告が原告に対して懲戒解雇の他に論旨退職を提示してこれを勧めたという事情を考慮しても、原告について譴責、減給又は出勤停止等の懲戒処分を課して将来を戒めることもないまま、直ちに労働者としての地位を奪うという懲戒処分の中でも最も重い懲戒解雇処分を行うことは重きに失するというべきである。」と明確に判示しました。

この間、建交労県本部は同争議の対策会議を設置し、弁護団とも団結を強め、神奈川労連、建交労中央本部等、産別、地域の労働者の全面支援のもと横浜地裁要請、地裁への団体署名の集約、裁判長宛ての要請ハガキ等、公判の弁論には圧倒的傍聴参加を勝ち取ってきました。この様に運動体と弁護団の強固な団結がこの勝利の重要な教訓です。私達は今後とも本争議の全面解決の為に一層奮闘する決意です。

以上

建交労神奈川県本部メイショクアソシエイツ争議対策会議

同 争議弁護団

シャープNECディスプレイソリューションズは伊草不当解雇争議の全面解決をはかれ

伊草さん 3月16日に職場復帰

伊草貴大さん（31才）は、シャープNECディスプレイソリューションズ（SND、IBNECディスプレイソリューションズ）への職場復帰を勝ちとり、3月16日に入社しました。

伊草さんの職場復帰をめざして

NECグループは2018年、組織をあげて3000人の黒字人減らしリストラを強行するなかで、伊草さん（当時27才）を休職期間満了を口実にして2018年10月31日に解雇しました。伊草さんは2019年1月28日、不当解雇撤回を求めて横浜地方裁判所に提訴し、2021年12月23日に「解雇は無効、社員としての地位確認」の画期的な勝利判決を勝ちとり、会社を2022年1月6日に控訴断念へ追い込みました。

私たちは2022年1月以降、伊草さんを同期同学歴の処遇で復職させ、伊草不当解雇争議への代償・解決金を支払えなどの9項目の要求を掲げた、本格的な復職運動に取り組んできました。SNDとの団体交渉や事務折衝、労使双方の弁護士間交渉、NECへの要請交渉などの交渉をすすめ、NECの5事業所での月例宣伝行動を行い、全労連・東京地評争議支援総行動や伊草さん不当解雇4周年NEC要請行動に取り組んできました。

伊草さんの職場復帰の大きな意義

伊草さんが青春を賭けて勝ちとった横浜地裁での勝利判決と職場復帰は、多くの労働者を限



3月16日（木）伊草さん入社する

2023年3月 第47号

NECの不当解雇とたたかう
伊草さんを支援する会

〒142-0043 品川区二葉2-20-8染野ビル2F



新たな希望と決意を胸に

伊草 貴大

2023年3月16日に入社が決定し、この間の様々な出来事や多くの人たちとの取り組みを思い起こし、感無量の心境です。



同時に、新たなスタート地点に立ち、心地よい緊張と期待の高まりも湧きおこっています。

遡ること、2015年12月18日、就業時間中に職場から強制的に排除されてから、約7年3か月ぶりの職場復帰になります。

私のNEC不当解雇争議において、裁判での画期的な勝利判決と職場復帰を果たすことができたのは、私を支えて励まし続けてくださった、大勢のみな様方の温かいご支援・応援のおかげです。



心から厚くお礼を申し上げます。

りなく励ます画期的な意義を有するものです。

2011年から続く電機産業での68万人を超える人減らしリストラから雇用を守るうえで、NECをはじめ電機職場で横行する精神疾患の労働者を職場から追い出す会社施策を許さないうえで、貴重な成果です。

伊草さんが画期的な成果を勝ちとることができたのは、たたかう労働者の仲間と職場のみなさんの大きなご支援でした。

伊草さんの職場復帰に当たり、改めて、厚くお礼を申し上げます。

伊草さんのこれからのたたかいに引き続きご支援をお願い申し上げます。

一人でも入れる 困ったら
電機・情報ユニオン

〒142-0043 東京都品川区二葉2-20-8
染野ビル2F

Tel:03-6421-5323, Fax:03-6421-5324 Email: drskiunion@gmail.com



福祉保育労神奈川県本部 緑陽苑分会

緑陽苑争議

第3次不当労働行為事件

第3回 行政訴訟

5月10日(水)

16:00～

(横浜地裁 502号法廷)



裁判傍聴のご支援をよろしくお願いします！

福祉保育労神奈川県本部 緑陽苑分会は、2009年に組合掲示板を含む施設設置・使用などを認める労働協約である「確認書」を法人と交わしていました。

特別養護老人ホームと有料老人ホームに組合掲示板があり、組合の活動を掲示して職員に知らせていました。

その後、2010年に理事長が交代して法人役員が入り替わり、組合を敵視するようになりました。

2011年に分会長の不当配転などで神奈川県労働委員会に救済申し立てをして以降、解雇裁判など数多くの争議が続き、そのほとんどで組合側が勝利してきました。2019年9月、分会長が解雇撤回で職場復帰した有料老人ホームは、法人が1500万円もの賃料を滞納したため、2020年12月に立ち退き・移転となりました。組合は、移転後も従来のように組合掲示板設置を求め、コロナ対策を理由に使用できない特養ホームの掲示板使用も求めましたが、法人が一方的にその「確認書」を解約し、組合掲示板を設置・使用できなくなりました。組合掲示板は「労働組合活動の生命線」であると、2021年5月に神奈川県労委へ救済申立をしてたたかい、昨年6月、法人が「確認書」を一方的に解約・破棄したのは不当だと認定する県労委命令が出されました。

しかし法人(社会福祉法人ハートフル記念会)は、命令を不服として神奈川県を相手に命令取消訴訟をおこし、組合との団体交渉にも応じない不誠実な対応を続けています。掲示板使用は、組合活動を広げる上で重要な問題です。ぜひ、裁判傍聴にご協力をお願いします！



横浜自動車学校の争議 ご支援お願いします

横浜自動車学校の争議とは

労働組合の支部長（当時）の三浦さんが、2015年9月に教習中に一瞬の睡魔に襲われ、教習生の脱輪を回避できず破損事故を起こしてしまいました。もちろん三浦さんは深く反省し処分も受け入れるつもりでした。

しかし会社は調査や対策を講じることなく、すぐさま最も厳しい処分である懲戒解雇をけしかけました。事故を組合攻撃の契機にしたのです。納得できずに闘う三浦さんに、会社は教習業務から外したうえ、3ヶ月もの自宅待機、さらには事務職に配置転換して草むしりなど見せしめをおこなったうえ、賃下げするなど、あの手この手で三浦さんを職場から排除しようとしています。三浦さんは事故から7年経過した現在も教習業務に戻れずにいます。あわせて会社は組合員に対して一時金差別をおこなっています。

組合攻撃はこれだけに止まりません。会社は組合事務所に会社の備品を勝手に持ち込んだうえ、コロナ対策と称して組合事務所の壁を破壊するという暴挙にまで及んでいます。



横浜自動車学校は誠実に協議に 応じ早期に解決させるべきです

いま中央労働委員会の場で和解の話し合いが進められています。労働組合からは三浦さんが教習業務に戻って解決できるよう、和解内容を積極的に提案するなど努力しています。しかし会社は三浦さんを教習業務に戻せないとの一点張りで、労働組合からの提案や要求を真摯に受け止めようとしていません。

組合は石渡社長に和解の話し合いの場に参加してもらい、組合の思いや要求を直接受け止め解決を図ることを求めています。中労委も同様の考えから、石渡社長に参加を呼びかけていますが、石渡社長はこれらを無視し続けています。



私たちは横浜自動車学校を社会的にも包囲し、早期解決を迫っていきます。引き続き、みなさんのご支援お願いします。

「よりよい横浜自動車学校にするため横浜自動車学校争議を支援する会」
(横浜自動車学校争議を支援する会)

横浜市泉区中田南 3-6-5 神奈川土建・横浜戸塚支部内 ☎ 045-800-1345 / fax 045-800-1355

STT 争議

トラックドライバーの仕事には、荷積みや荷卸しの前後の待ち時間や、片付け作業を行っている場合など多くあります。渋滞もあります。しかし、会社はトラックが10分止まっていたら「休憩」だということで賃金を払いません。現在横浜地裁で争っています。(web裁判)

昨年200通の署名を裁判所に届け、要請も行いました。昨年12月会社が車両の整備を怠って組合員がけが(火傷)をしてしまいました。この補償についても追及しています。

新たな運動を計画しますので、ご支援をお願いいたします。

レヂテックス争議

2012年11月に解雇撤回・職場復帰して以降9年間ずっと、組合員であるが故の攻撃が続いています。1人だけ賃上げゼロ、一時金も他の社員にある+ α 部分がありません。2012年に裁判所、2013年に労働委員会で締結した協定書違反を会社は繰り返しています。社長と団交での話し合いが困難になったので、労働委員会に救済の申立をしました。第2回期日は5月10日(水)10:30です。ご支援よろしくお願いたします。

全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部

東海大 ストライキの風景 そして神奈川へ

東海大学教職員組合執行委員長
佐々木信吾

東海大は湘南地区を本拠としつつ、札幌・東京・静岡・熊本にもキャンパスを有する全国屈指の黒字大学です。70年間組合がなく、賃金も固定されていましたが、多数の非常勤講師に雇い止め通告がなされたため、ちょうど一年前の5月1日、この神奈川の地に正規非正規連携型の組合を結成しました。今は全国に組合員がいます。そして本日は組合結成記念日でもあります。

団交をやっても裁判を提起しても雇い止めを撤回しないので、静岡と札幌でストを敢行したところ、遂に一名のみですが雇い止めを撤回してきました。これはストライキの実行を通して、組合の団結を示すことができたからです。大学の空気が一変した瞬間が確かにありました。

しかし残念ながら9割に及ぶ組合員は先日の3月31日限りで雇い止めされてしまい、現在は裁判闘争中です（誰一人組合をやめていません）。今後は正規非正規ともに賃上げを果たし、適正な労働環境を求めつつ組織拡大をせねばと考えています。その一環として、いよいよ本拠地神奈川での行動も開始します。

記事や訴状は以下に載せてあります。

<https://toukaiunion.jimdofree.com/>



静岡ストの風景。
(静岡県評に皆様と)



札幌ストの風景
(札幌地区労連の皆様と)

許されぬ日通の脱法・雇止め！

岩本さんは日通川崎で、1年の雇用契約を繰り返す有期雇用で働いてきました。

「雇用契約が5年を超えた場合は、定年まで働ける

『無期雇用』にしよう」と法で定めています。

(労働契約法18条、無期雇用転換権)ところが、

日通は、その実現1日前に雇止めをしてきました。

横浜地裁川崎支部で、秋田証人(現副社長・雇止め



当時労働部長)は、「岩本さんに用いた雇止めの狙いは、無期雇用阻止にあった。」と述べま

した。この姿勢は、労働契約法18条の立法趣旨を踏みにじるものです。

労働契約法の国会審議のなかで、当時の安倍首相や小宮山労働大臣は、岩本さんにしたよう

な雇止めは「許されない」として、立法趣旨は「無期の労働契約に転換させていくことだ」

と述べていました。岩本さんは、横浜地裁川崎支部に提訴しましたが、「5年で雇止め」と契

約書に書いてあってサインしたのだから会社の行為は合法との判決。高裁に控訴しましたが、

同様の判決でした。岩本さんは、「法律に疎い一般労働者は、法の網の目を利用する権力者・

大企業の捨て駒で甘んじろ!という非常な判決だ。勝利を信じて闘い続ける」と、今最高裁

に上訴して闘っています。

日通の無期転換逃れ阻止支援共闘会議(日通争議支援共闘会議・略称)

川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンポール川崎砂子401

電話:044-211-5164、FAX:044-201-9989、メール:k-chiikiu@outloo.jp

JAL 不当解雇撤回争議団

解雇が必要なかったことを証明する 数字がみつかった！ さあ！全面解決へ

不当解雇から
13年！

引き続き皆様のご支援を
宜しくお願い致します。

2010年大晦日にJALでパイロット81名、客室乗務員(CA)84名が整理解雇されたこと知ってますか？覚えてますか？

JALはその年、経営破綻しました。しかし、会社を再生させるために立てた更生計画の利益目標(641億円)は、史上最高益の1,586億円を達成。事業規模縮小に伴う人員削減目標(グループ全体の1/3、約16,000人)も、私達165名が解雇された時点で、すでに希望退職などで超過達成していました。

私達は、裁判で人員削減の超過達成について立証しましたが、司法はその立証を理由もなく否定し、会社に対しては、削減で現場が最終的に何人になっていたのか、明らかにするように求めませんでした。また、航空会社を管理監督している国土交通省も、「いったい何人になっていたのか」という国会での追及に対して、「JALが明らかにできないと言っ

ている」と会社と共にその数を隠しました。

ひたすら JAL と国交省が隠し続けたその数字(一体目標に対して現場は何人になっていたのか)を明確にできる新たな証拠が、ようやく昨年みつかりました。それは、JAL が1年に1回国交省に提出する安全報告書(2010年度版)の中にあつたのです。

この年度の最終日2011年3月31日に更生計画で必要とした人員体制と報告書で届けられた実在籍数の差は、パイロットー269人、CAー466人。計画より大きく下回る人員体制になっていたのです。

報告書は航空輸送の安全を確保するために必要な体制を確認するもので、人員体制は重要な要素です。それが計画より大幅に下回っていたということは、安全上の問題があつたといっても過言ではありません。そこまでして、JALはモノ言う労働者の解雇を強行したのです。



横浜駅西口定例宣伝

全日本年金者組合神奈川県本部

横浜市中区不老町 1-5-11 K-SPIREビル 4階

TEL 045-663-4061 fax 045-663-4062

神奈川年金裁判とは・・・

「年金裁判」は、平成 25(2013)年根政府が年金法を改悪して「特例水準解消」をおこない、3年間にわたり公的年金を一律 2.5%削減しました。このことを不服として年金者組合は、行政不服審査請求を経て、裁判に移行しました。現在 22 事案が最高裁に上告・受理されています。神奈川は 2023 年 4 月 27 日に第1回裁判が開かれました。闘いはこれからです。

裁判にご支援を!!

署名のご協力を

高齢者の支えての減少を理由
に世代間公平のための削減と
国は言っている

現在は、現役で働いているので何とか生活
できています。しかし、あとわずかで退職
すると 2 人の年金だけになります。私は年
金制度のないボランティア的な仕事ばかり
してきたので低年金です。今後の生活がと
ても心配です。石川 77 歳

マクロ経済スライドで今後も年金額削
減を進めようとしている。若い人の年
金額が減らされることは問題だ

71歳の夫は年金が少ないので週4
日、私は週1日働いています。年金
+給料でようやく人並に暮らしてい
ます。どちらかが亡くなったら生活
がどうなるかととても不安です。

愛知・72歳

結婚する前働いていた分は何もわからず一時金でもら
った。子育て時代はパートで働き年金をかけずに来
た。厚生年金 18 年で現在の年金は介護保険など引か
れて 6 万円程。夫が元気なので二人の年金で何とか生
活しているが 10 月から医療費 2 倍化や物価の値上が
りで生活が圧迫されることが心配です。神奈川 70 歳

祝 第94回メーデー

ひとりで悩まず せいけんかい 生健会に相談を

くらしの何でも相談会-制度活用

生健会(生活と健康を守る会)では各地で「なんでも相談会」を開いています。

介護保険や国保(高齢者医療)料の減免、公営住宅家賃の減免、生活保護制度の申請や制度利用の相談など暮らしにかかわる相談会を開き、暮らしに役立つ諸制度の活用をすすめています。

また、税の説明会や確定申告自主記入会も開催しています。

一人で悩まず、まずは下記までご連絡下さい。

みんなでワイワイがやがや

班会・リクリエーションと楽しく活動

生健会では地域ごとに「班」をつくり、集まっています。班会では日頃の暮らしの話しや病気・健康のことなど話が尽きません。

また、お花見、バーベキュー、カラオケ、折り紙サークルなどさまざまなレクリエーションを行っています。

神奈川では「女性懇」が有り、民謡・日本舞踊・楽器演奏・うたごえなどが披露される「手作り文化祭」を行っています。あなたも一緒に出演しませんか。

コロナ禍での私たちの運動

- 小口緊急資金の迅速支払を国に要求
- 特別給付金を生活保護制度の「収入認定」としないことを国に要望し、実現しました
自治体に対して
- 就学援助制度や介護保険の減免制度に特別給付金を収入としない旨を申入れ実現しました
- 横浜市に対し水道料の減免措置を要望

白内障眼内レンズの保険適用

東京都荒川区の班会で出た「白内障眼内レンズ手術に保険適用を」の声は全国に広がり、実現することができました。いま「補聴器購入援助金制度創設」の運動にも取り組んでいます。

また、「生活保護は権利です」ポスターの自治体作成が実現しました。ご自分の自治体に働きかけを強めましょう。

神奈川県生存権裁判へのお力添えありがとうございました。皆さまのおかげで10月地裁勝利判決を勝ち取ることが出来ました。

神奈川県生活と健康を守る会連合会 TEL 044-245-8828 Fax 同 8854

防衛大の中で行われる 24 時間逃げ場のない暴力

事件の概要

東日本大震災をきっかけに、自衛隊幹部の養成機関である防衛大学校（横須賀市）に「社会や人の役に立つ仕事があったい」という志を持って、2013年4月に入学したAさん。小学校の頃から剣道を始め、中学時代には地区や県の大会にも出場。防衛大学校でも、剣道部に所属しました。

入学間もない頃から「指導」と称して上級生や同級生、さらに下級生も参加した卑劣ないじめを受けたことにより、適応障害やうつ病を発症。過呼吸に苦しめられるようになり、2017年9月、学校側から一方的に退校を命じられました。

全寮制のため、24時間逃げ場のない状態での執拗な「指導」。Aさんはいじめを思い出すことで強い精神的負荷を受ける精神状態にあり、2016年11月頃から言葉を発することが困難な状態です。いじめを行った上級生個人だけでなく、設置者の国に対しても損害賠償責任と再発防止を求め、2019年9月、横浜地方裁判所に提訴しました。



2013年入学（1年生）

直後から「指導」に名を借りたいじめが始まる
11月頃～

「適応障害」と診断される
2014年2月
過呼吸を発症

2014年（2年生）4月

指導係でもないYからいじめが始まる
11月頃、過呼吸により倒れる

2015年（3年生）4月頃

続くYからのいじめ
寮の中でも休日も繰り返し呼び出し

2015年（3年生）夏

剣道部の合宿でのいじめ
下級生Sによる挑発と暴力。

2016年2月 Sからの挑発で乱闘に
3月 留年処分

メンタルクリニックでうつ病と診断

2016年（3年生）

5月 復学したものの、学校の命令で再び休学に
11月 言葉を発することが難しくなる

2017年（3年生・留年）4月

不調はいじめによるものとして、
留年処分の見直しを求める
9月 退校を命じられる

この闘いを次につなげたい 原告Aさん
防衛大学校に入る前は、この学校は私にとって理想の大学でした。しかし、理想と現実は大大きく異なっていました。上級生の下級生いじめは苛烈を極めるもので、「死ぬ」、「殺す」などの罵詈雑言はあたり前、蹴っ飛ばし、張り倒しの暴力行為もあたり前、陰湿ないじめも蔓延していました。自分をいじめた人間は許せません。でも、それ以上に問題から逃げようとする防衛大学校がとて許せません。
例えこの裁判に勝てたとしても、防衛大学校の惨状は変わらないでしょう。しかし、今でも防衛大学校でのいじめで苦しんでいる人たちに、自分も闘おうと勇気を奮い立たせられるような結果を出したいと思っています。

言葉の暴力は心を引き裂く行為

原告の父
今回の裁判は息子が上級生、同学年、下級生から受けた言葉の暴力及び体への暴力行為（部活の中での）について明らかにしたい。一般的には言葉の暴力について軽んじられていますが、言葉の包丁が無防備の心を容赦なく刺し、心をずたずたに切り裂く行為であります。外見的にはダメージは見えませんが、心に残った刺し傷は容易に修復できるものではなく被害者を苦しめます。私は、防衛大学校の中で日常的な言葉の暴力に苦しんでいる学生を助けたい。そのためにも息子と一緒に頑張ります。

防衛大こそ 人権感覚必要



●弁護士
田淵大輔 弁護士

防衛大の学生数は約1800人ですが、毎年100件以上の服務規律違反が起き、暴行・傷害など刑法犯違反相当の事案も数十件に及びます。普通の組織では考えられない多さです。

防衛大がいじめや暴力を見逃しているのは、学生たちに理不尽への耐性をつけさせようとしているからです。戦場は理不尽ことの連続。それに耐えられなければ「兵士」にはなれないというわけです。

防衛大の卒業生はすぐに自衛隊の幹部になります。人権感覚が欠如した人たちが部隊を指揮し、隊員の命を預かるほど恐ろしいことはありません。この裁判を通じて防衛大の異常さを明らかにし、原告の救済と共に防衛大こそ人権感覚を身につけなければならないということを訴えていきたい。

福岡防大裁判に勝利した原告の母：乃山命子

息子が入校した防大では、暴力、性的虐待、人間の尊厳を根こそぎ奪う人権侵害が「学生間指導」と称して、当たり前のように行われていた。防大はこれらの行為が「悪しき伝統」として蔓延していたことや責任も認めていたにもかかわらず、法廷では真っ黒の資料や嘘の証言で息子は更に苦しめられた。そんな息子を沢山の方々を支えて頂下さり・・・

地裁は学生間指導の違法行為は認め、高裁で国の責任を断罪、逆転勝訴！
防大では毎年200人近くが去る。これらの画期的な判決は去った学生の方々に、そして、これ以上、被害者も、加害者も生まないために加害行為の抑止力になれば。防大に至っては未だ謝罪もなく、調査も一度きりで改善の本気度は全く感じない。横浜の裁判を通じて、更に「実態の周知」や「憲法に明記することの恐ろしさ」、「謝罪」等呼びかけたいが、何より、頑張って提訴した原告青年に良い変化をもたらすよう!! 力になりたい。

